

矢板市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）の規定に基づき、矢板市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 地域おこし協力隊は、地域の活性化に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (4) 地域行事及びコミュニティ活動に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(地域おこし協力隊員の要件)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 3大都市圏内の都市地域その他の地域のうち、条件不利地域以外の地域に生活の拠点を置く住民で、委嘱の日以降、矢板市内に住民票を移す者
- (2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (3) 普通自動車免許を受けている者

(身分)

第4条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(委嘱期間)

第5条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 隊員は、最大3年まで再度委嘱することができるものとする。

(活動条件)

第6条 隊員の活動日は、毎週月曜日から金曜日の5日間とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日は除く。

2 前項の場合において、市長は、隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

3 隊員の活動時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な活動

時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間については活動内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。

(報酬等)

第7条 隊員の報酬及び支給方法は、矢板市特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給に関する規則(昭和47年矢板市規則第16号)の規定による。

2 市長は、隊員に手当の支給は行わない。

(休暇)

第8条 市長は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条に規定する日数の有給休暇を与えるものとする。

2 市長は、隊員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、1会計年度につき5日の傷病休暇を与えるものとする。

3 市長は、隊員が7月1日から9月30日までの期間中に委嘱される場合、3日以内の夏季休暇を与えることができる。この場合、夏季休暇の単位は1日とする。

4 市長は、前3項の休暇のほか、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年矢板市条例第2号)別表中第1中1、16及び20の項に規定する特別休暇を与えることができる。

(社会保険等)

第9条 隊員の健康保険、厚生年金及び雇用保険は、それぞれ健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第10条 隊員の公務災害補償については、栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成24年栃木県総合事務組合条例第5号)の規定を適用する。

(活動費補助)

第11条 市長は、地域協力活動に必要な経費を別に定める要綱により、予算の範囲内で支給する。

(隊員の活動の特例)

第12条 隊員は、活動時間以外において、市長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

- (1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等
- (2) 隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得る活動等

(隊員の遵守事項)

第13条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 活動時間以外であっても市内の行事、風習等の情報収集に努めること。

- (3) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (4) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(秘密の保持)

第14条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解任)

第15条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の遵守事項に違反し、又は地域協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、地域協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任願いを提出したとき。
- (4) 地域協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住民票を移したとき。

(市長の役割)

第16条 市長は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行う。

- (1) 隊員の年間活動計画の作成
- (2) 隊員の行う活動に関する総合調整
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、隊員の円滑な活動に必要な事項

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、地域おこし協力隊の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。